

**確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ**

- ◆所得税・贈与税の申告と納税は、3月15日(金)までです。
  - ◆消費税及び地方消費税の申告と納税は、4月1日(月)までです。
  - ◆平成23年分に電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面提出した場合も含む。）により確定申告を行った方へは、平成24年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告のご利用をお願いします。
  - ◆医療費の領収書等が後日必要となる方は、確定申告書を提出される際に、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封してください。
  - ◆土・日・祝日は閉庁日ですが、青梅税務署では、2月24日(日)、3月3日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。なお、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていませんので、振替納税やe-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。
  - ◆税務署に来署し確定申告書を作成される方には、画面案内に従って入力すると自動計算される便利なパソコンによる申告書の作成を推進しています。
- 【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

**下水道除害施設に係る課税標準の特例措置について**

地方税法の改正に伴い、固定資産税の特例措置に関して、市町村の判断により特例割合を決定できる仕組みが導入されました。

対象となるのは、償却資産（固定資産税）の下水道除害施設です。

【内容】公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設（pH調整槽、加圧浮上分離装置等）に対して講じる特例措置

【特例施設の設置時期】平成24年4月1日から平成27年3月31日までに設置されたもの

【特例率】課税標準を4分の3に軽減

※特例適用には申告が必要です。詳細は、課税課資産税係までお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

**ご存じですか？ 高齢者の「障害者控除」**

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

【申請方法】印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係へ。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

**住民税（市・都民税）及び所得税の主な変更について**

平成25年度（平成24年分）一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2つ、平成25年度（平成24年分）からは、「一般生命保険料控除」と「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3つで構成されます。

②それぞれの保険料控除の上限額が住民税で2.8万円、合計の上限額7万円、(所得税で4万円、合計の上限額12万円)となりました。

【生命保険料控除が変わります】平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）と平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）によって計算が変わります。

①平成24年度（平成23年分）までは、生命保険料控除は「一

(旧契約)	(新契約)
生命保険料控除 合計の上限額 7万円(所得税10万円)	生命保険料控除 合計の上限額 7万円(所得税12万円)
一般生命保険料控除(遺族保障、介護保障、医療保障等) 上限額 3.5万円(所得税5万円)	一般生命保険料控除(遺族保障等) 上限額 2.8万円(所得税4万円)
+	+
個人年金保険料控除(老後保障等) 上限額 3.5万円(所得税5万円)	介護医療保険料控除(介護保障、医療保障) 上限額 2.8万円(所得税4万円)
+	+
	個人年金保険料控除(老後保障等) 上限額 2.8万円(所得税4万円)

**【退職所得の計算が変わります】**

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から次の点が変わります。

①10%税額控除が廃止②勤務年数5年以下の法人役員等の退職所得金額の2分の1の軽減措置廃止

**【改正後】平成25年1月1日以後に支払われる場合**

**<10%税額控除が廃止されます>**

退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	税率(10%) 市民税(6%) 都民税(4%)	=	特別徴収額 市民税額A 都民税額B
-----------------------------------	----------------------------	---	----------------------

**<勤務年数5年以下の法人役員等の**

**退職所得金額を2分の1にする軽減措置廃止>**

【従来】退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	→	【改正後】退職所得の金額 (収入金額 - 退職所得控除額)
---------------------------------------	---	----------------------------------

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

**介護保険サービスの医療費控除について**

◆介護保険サービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となります

◆介護保険料は社会保険料控除の対象になります

◆寝たきりの者のおむつ代の医療費控除について

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医療費控除の対象となります。その者の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書を、確定申告書に添付するか提示してください。

2年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市が確認した書類、またはその主治医意見書の写しの添付または提示でも可能です。

【問合せ】<医療費控除について> 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185<介護保険について> 介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

**<表1> 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等について**

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス	◎訪問看護◎介護予防訪問看護◎訪問リハビリテーション◎介護予防訪問リハビリテーション◎居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)◎介護予防居宅療養管理指導◎通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)◎介護予防通所リハビリテーション◎短期入所療養介護(ショートステイ)◎介護予防短期入所療養介護◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限り。◎複合型サービス※前記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限り。
上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	◎訪問介護(ホームヘルプサービス)※生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。◎夜間対応型訪問介護◎介護予防訪問介護◎訪問入浴介護◎介護予防訪問入浴介護◎通所介護(デイサービス)◎認知症対応型通所介護◎小規模多機能型居宅介護◎介護予防通所介護◎介護予防認知症対応型通所介護◎介護予防小規模多機能型居宅介護◎短期入所生活介護(ショートステイ)◎介護予防短期入所生活介護◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限り。◎複合型サービス※前記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限り。

<注> ①指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

**<表2> 医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設サービスについて**

施設名	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	日常生活費 特別なサービス費用
指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	

<注> ①指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されます。②高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることになります。

**納税は 納期内で 元気な福生**

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062